



# 労働保険事務組合ニュース

## 心理的負荷による精神障害の労災認定基準を策定 ～うつ病など精神障害の認定基準が分かりやすくなります～

現在、心理的負荷による精神障害の労災認定については、平成11年9月の労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（基発第544号）に基づいて、業務上であるかないかの判断を行っています。

しかし、近年、精神障害の労災請求件数が大幅に増加しており、認定の審査には平均約8.6か月を要しています。このため、厚生労働省では、審査の迅速化や効率化を図るための労災認定の在り方について、医学・法学の専門家に検討を依頼し、10回にわたる検討会の開催を経て取りまとめられ、昨年心理的負荷による精神障害の労災認定基準が新たに定められました。

### 【認定基準のポイント】

- ① 分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）を定めた
- ② いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにした
- ③ これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定を、判断が難しい事案のみに限定した

## 心理的負荷による精神障害の認定基準の概要

### 業務による心理的負荷（ストレス）の評価基準の改善

#### 評価方法

現行の判断指針：2段階による評価 出来事の評価＋出来事後の評価→総合評価

新しい認定基準：1段階による評価 出来事＋出来事後の総合評価

#### 特別な出来事

現行の判断指針：・極度の長時間労働 ・生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの

新しい認定基準：「極度の長時間労働」を月160時間程度の時間外労働と明示  
「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等を例示

#### 具体例

現行の判断指針：心理的負荷評価表には記載なし

新しい認定基準：「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を記載

#### 労働時間

現行の判断指針：具体的な時間外労働時間数については、恒常的長時間労働を除き定めていない。

新しい認定基準：強い心理的負荷となる時間外労働時間数等を記載

・発病直前の連続した2か月間に、1月当たり約120時間以上

・発病直前の連続した3か月間に、1月当たり約100時間以上

・「中」の出来事後に、月100時間程度等

#### 評価期間

現行の判断指針：例外なく発病前おおむね6か月以内の出来事のみ評価

新しい認定基準：セクシュアルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には6か月を超えて評価

#### 複数の出来事

現行の判断指針：一部を除き具体的な評価方法を定めていない。

新しい認定基準：具体的な評価方法を記載 ・強＋中又は弱 → 強 ・中＋中… → 強又は中

（近接の程度、出来事の数、その内容で総合判断） ・中＋弱 → 中 ・弱＋弱 → 弱

#### 発病者の悪化

現行の判断指針：既に発病していた場合には悪化したときであっても労災対象としない

新しい認定基準：発病後であっても特に強い心理的負荷で悪化した場合は労災対象とする

### 審査方法等の改善

#### 医師の意見／調査

現行の判断指針：精神科医の専門部会に全数を協議／業務以外の要因の詳細な調査を行う

新しい認定基準：判断が難しい事案のみ協議／業務以外の要因の調査を簡略化

